

No.	対象文書	項目	質問内容	回答内容
1	仕様書	4 (1) ア	仕様書 4 (1) アに「Android はバージョン 15 以上、iOS はバージョン 15 以上とする」とございますが、iOS につきましては、最新の iOS (バージョン 26＝旧バージョン番号19相当) へのアップデートが提供されない機種 (Apple 社のサポートが終了した機種) が既に存在しており、Apple 社公式の開発環境 (SDK 等) のサポート対象外となる機種・OS バージョンについては、動作検証・動作保証が技術的に困難な場合がございます。 つきましては、動作保証の対象とする OS バージョン・機種の範囲は、開発着手時点で OS 提供元 (Apple 社・Google 社) がサポートする範囲を基本とし、詳細は貴県と協議の上で決定させていただく、という理解でよろしいでしょうか。	動作保証の対象とするバージョンについて、県と協議の上での決定で問題ありません。
2	仕様書	4 (1) ア	仕様書 4 (1) アに「Android、iOS 対応のアプリケーションとする」、同 (3) に「製作したアプリをアプリストアに登録する」とございますが、令和 8 年 12 月末の納入時点で、両ストア (App Store / Google Play) での公開が完了している必要があるという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
3	仕様書	4 (1) ア	仕様書 4 (1) アの「ダンプトラックのタコグラフ等の画像等のデータをシステム上で共有する仕組み」の提案にあたり、実際の運用に即した具体的な提案とするため、対象として想定されるタコグラフの種類 (アナログ式のチャート紙、デジタル式タコグラフの帳票等) やサンプル画像 (様式のイメージ) をご提供いただくことは可能でしょうか。 また、共有された画像の主な閲覧者・利用目的 (除排雪業者による確認、道路管理者による確認等) について、現時点での想定がございましたらご教示ください。	参考様式として、県道で使用しているタコグラフのチャート紙の様式画像を提供します。 また、共有された画像については、除排雪業者及び道路管理者による確認を想定しています。
4	仕様書	4 (1) イ	仕様書 4 (1) イに「道路管理者である行政職員が利用する仮想インターネット」とございますが、当該環境の具体的な構成 (仮想ブラウザ等の製品・利用可能なブラウザの種別・ファイルのダウンロード可否等の制約事項) についてご教示ください。	道路管理者によって、使用する仮想ブラウザ等異なることが想定されますが、参考として、青森県で使用するものについて、提示します。 仮想ブラウザ: RevoBrowser ブラウザの種別: Firefox、Chrome、Edge ファイルのダウンロード可否等の制約事項については、別添の無害化ダウンロード対応ファイルのほか、無害化ダウンロードに対応していない Windows の実行ファイル (拡張子.exeや.dll、ダウンロード可能容量15MBまで) 等も一部サンドボックスチェックダウンロード機能からダウンロードできる場合があります。 注 1: バージョンアップにより多少の変更はあり得る。 注 2: 今年度中に仮想ブラウザを更改予定であり、サンドボックスチェック方式に変更予定であるが製品名は現時点で非公開である。
5	仕様書	4 (2)	仕様書 4 (2) の青森県データ連携基盤との連携について、当該 API 仕様 (データ項目・認証方式・暗号化方式等) が貴県の資産として公開可能なものである場合、本質問への回答と併せて仕様書 (ドキュメント) をご提示・ご公開いただくことは可能でしょうか。 現時点でそれが困難である場合、API 仕様の提示時期、および同基盤との接続試験が可能となる時期の見込みをご教示ください。	API仕様については、青森県データ連携基盤構築業者と調整中です。 なお、API仕様の提示時期と同基盤との接続試験時期は、下記のとおりです。 API仕様提示時期: 9月中旬 接続試験: 12月
6	なし	なし	性能設計および積算の前提として、本システムへの登録・稼働を想定するダンプトラックの台数規模 (登録台数・同時稼働台数等) について、現時点での想定がございましたらご教示ください。 台数の想定をお示しいただくことが難しい場合は、本システムの利用を想定する道路管理者 (県・市町村) の数や契約除排雪業者の数など、規模感の参考となる情報をご教示いただけますと幸いです。	ダンプトラックの台数については、本システムを利用する道路管理者数によって増減があることを前提に、仮に青森県内で排雪作業を実施する全道路管理者で本システムを稼働する場合、1日の最大ダンプトラック稼働台数は、1,700台程度を想定しています。
7	仕様書	7 (5)	仕様書 7 (5) に「成果品の著作権は県に帰属し、契約終了後においても県が使用、改変、公開できるものとする」とございますが、一般的なソフトウェアにおける契約を鑑みて受注者が本業務の契約前から保有するソフトウェア資産を活用してシステムを構築する場合、当該部分の著作権は受注者に留保させていただいた上で、契約終了後においても県が本システムを継続してご利用いただくために必要な使用許諾を継続的に提供する形で対応させていただくことは問題ありませんでしょうか (その他の内容については、仕様書のとおり県への帰属で差し支えございません)。	御質問の内容で差し支えありません。

無害化ダウンロード対応ファイル

種類	ファイル種別（拡張子）	ダウンロード可能容量
Microsoft Office	Word（doc / docx / docm） Excel（xls / xlsx / xlsb / xlsx） PowerPoint（ppt / pptx / pptm）	
JUSTSystems・一太郎	一太郎（jtd）	
PDFファイル	PDF（pdf）	
画像ファイル	JPEG（jpg） GIF（gif） PNG（png） BMP（bmp）※非圧縮形式のみ対応 TIFF（tiff）※BigTIFFには非対応	
圧縮・アーカイブファイル	ZIP（zip） Gzip（gz） bzip2（bz2） Tar（tar） 7zip（7z） LZH（lzh） ※圧縮・アーカイブファイルに含まれる全てのファイルが右記のファイル種別（拡張子）である場合のみ対応	（32bitパソコン） 500MBまで
CAD	AutoCAD（dwg） Jw-cad（dxf）※テキスト形式のみ対応	
その他	CSV（csv） RTF（rtf）	

タコグラフチャート紙

